

岡山市公衆浴場設備改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の経営の安定化を図り、もって公衆衛生の向上を期するため、公衆浴場営業者が施設の改善を行うのに必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「公衆浴場」とは、岡山市公衆浴場法施行条例（平成12年市条例第28号。以下「市条例」という。）第2条第1号に規定する一般公衆浴場をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす本市内の公衆浴場を改善する事業であって、別表第1事業の種類の欄に定めるものとする。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の営業許可を受けていること。
- (2) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により定められた入浴料金であること。
- (3) 市条例第4条に規定する一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準に適合していること。
- (4) 前年の1月1日以前に開業した個人又は前年中に到来した決算日までに1年以上営業している法人であること。
- (5) 別表第2により算定した1日当たりの入浴者数が350人以下であること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条に定める公衆浴場を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げるものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 他の補助制度の対象となっているもの。
- (2) 2 業者以上から工事契約見積書を徴収し、そのうち最低額を示した業者と契約を締結してなかったもの。ただし、緊急の補修が必要な場合など、市長が特別に認める場合には、この限りでない。

(補助対象経費)

第 6 条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 補助対象経費の内容の欄に定めるものに限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 補助対象経費下限額の欄に定める額に満たない経費については、補助対象経費としない。

(補助金額)

第 7 条 補助金額は、別表第 1 事業の種類欄に掲げる区分に応じ、前条に定める補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額で、同表補助対象限度額の欄に定める額を上限とする。

- 2 前項によって得られた額に 1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業者は、同一会計年度内においては、別表第 1 事業の種類欄に掲げる区分ごとに、同表補助対象限度額の欄に定める額を超えて補助金の交付を受けることはできない。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、公衆浴場設備改善補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 規則第 5 条第 1 項に規定する市長が定める期日は、工事完了後 1 月以内とする。
- 3 規則第 5 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類の添付は要しないものとする。
- 4 規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 1 日当たりの入浴人員申告書（様式第 1 号の 2 ）とする。
- (2) 工事契約見積書の写し（ 2 業者以上）

(交付の決定)

第 9 条 規則第 8 条及び第 1 7 条の通知は ,公衆浴場設備改善補助金交付決定及び確定通知書(様式第 2 号) により行うものとする。

(着手届の免除)

第 1 0 条 規則第 1 5 条に規定する補助事業等着手届の提出は要しない。

(立入調査等)

第 1 1 条 市長は , 補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは , 立入調査等を行い , 補助対象事業の実施状況を確認することができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか , この要綱の実施に関し必要な事項は , 市長が別に定める。

附 則

この要綱は , 平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し , 平成 2 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は , 平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し , 平成 2 6 年度の補助金から適用する。